

市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>第4章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>3.5</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>—</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p>	<p>第4章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は<u>法第115条の2第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が<u>4.4</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、<u>公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が4.9又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理者が<u>他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p>

現 行	改 正 後
<p>第5章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第5章 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供すること。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する居宅サービス計画の実施状況の把握 (<u>イ及び第32条第2項第2号エにおいて「モニタリング」という。</u>) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。</p> <p>—</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師等又は薬剤師</u>に提供すること。</p> <p>(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する居宅サービス計画の実施状況の把握 (<u>以下「モニタリング」という。</u>) に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこと。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回__、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者</u></p>

現 行	改 正 後
<p>イ (略)</p> <p>(16)～(27) (略)</p> <p>(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</u></p> <p>(29) (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>を</u>掲示しなければならない。</p>	<p><u>に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができること。</u></p> <p>(ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p>(イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p>(i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p>(ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p>(iii) <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(16)～(27) (略)</p> <p>(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。</u></p> <p>(29) (略)</p> <p>(掲示)</p> <p>第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しな</p>

現 行	改 正 後
<p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>—</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p><u>(5)</u> 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定</u>による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p><u>(6)</u> 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

